

【扶養に入れる手続きに必要な書類はこちら】

被保険者との続柄		添付書類		所得証明書	非課税証明書	給与明細書	確定申告書	年金支払通知書	退職証明書	住民票	学生証明書	被扶養者現況届兼同意書	別居送金証明		
同居してなくてもよい	配偶者	無職無収入		●	●				○	◎		◎	○		
		パート・アルバイト等の就労収入がある				◎					◎		◎	○	
		年金・恩給	受給中					◎			◎		◎	○	
			年内に受給予定					◎			◎		◎	○	
	その他の収入がある		●	●		●				◎		◎	○		
	子	新生児 下記 その他「新生児を扶養に入れる場合」でご確認ください。													
		16歳未満(中学卒業前)										◎			○
		16歳以上(中学卒業後)	学生									◎	◎	◎	○
			無職無収入	●	●						○	◎		◎	○
	パート・アルバイト等の就労収入がある				◎						◎		◎	○	
	年金収入あり							◎			◎		◎	○	
	その他の収入がある		●	●				●			◎		◎	○	
祖実父母	無職無収入		●	●					○	◎		◎	○		
	パート・アルバイト等の就労収入がある				◎						◎		◎	○	
	年金・恩給	受給中					◎			◎		◎	○		
		年内に受給予定					◎			◎		◎	○		
その他の収入がある		●	●		●					◎		◎	○		
弟・兄・妹・姉・孫	16歳未満(中学卒業前)									◎		◎	○		
	16歳以上(中学卒業後)	学生								◎	◎	◎	○		
		無職無収入	●	●						○	◎		◎	○	
		パート・アルバイト等の就労収入がある			◎						◎		◎	○	
年金収入あり							◎			◎		◎	○		
その他の収入がある		●	●		●					◎		◎	○		
同居が条件	16歳未満(中学卒業前)									◎		◎			
	16歳以上(中学卒業後)	学生	収入あり	●	●		●			◎	◎	◎			
		収入なし	●	●						◎	◎	◎			
	16歳以上(中学卒業後)	無職無収入	●	●						○	◎		◎		
		パート・アルバイト等の就労収入がある			◎						◎		◎		
		年金	収入あり					◎			◎		◎		
その他の収入がある		●	●		●					◎		◎			

- ◎ は必ず添付
- はいずれか添付
- は必要に応じて添付(扶養に入れる理由や現状による)

【上記、必要書類以外に別途添付が必要(扶養理由別)】

その他	結婚が理由で扶養に入れる場合	結婚受理証明書		
	1年以内に退職した場合(失業保険について)	受給する	雇用保険受給状況確認書(受給する・しないに関係なく)	扶養に入れることはできません
		受給するが日額3,612円未満		雇用保険受給資格者証(両面)
		未加入		退職日のわかるもの
		加入期間不足		退職日のわかるもの
		すでに終了		雇用保険受給資格者証(両面)
	延長	受給延長通知		
	内縁の妻およびその子を扶養に入れる場合	住民票		
	新生児を扶養に入れる場合	「出生証明書」・「母子手帳」の役所証明欄・「出生受理証明書」・「住民票」のいずれか一通(子の氏名・親の氏名・出生日の記載が必須)		
	出産手当金・傷病手当金を受給する場合	支給決定通知書		
これから就労する場合	雇用契約書、収入見込証明書			
事業を廃業した場合	税務署受理印または保健所の受領印のある「事業廃業届」			
外国人を扶養する場合	「外国人登録原票記載事項証明書」または「住民票」			
子を扶養に入れる場合で夫婦共働きの場合	両親の年間収入が確認できる書類(源泉徴収票など)			

- 注
1. 就労収入がある場合は、1月から現在までの収入がわかるものが必要です。
 2. 「住民票」で続柄が確認できない場合は「戸籍謄本」が必要となります。
 3. すべての添付書類はコピーの提出となります。
 4. 上記の書類以外に扶養認定審査上、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。
 5. 別居の場合はかならず仕送り確認をいたします。仕送り額のわかる書類(銀行振込金明細書等)が必要です。
 6. 毎年実施している被扶養者資格確認調査(検認)時は、必ず1年分(月々)の仕送り額のわかる書類が必要となりますので、必ず保管し提出できるようにご準備ください。なお、仕送りの手渡しは認められておりません。